

# よくある問合せ

## 質問

兼務できる要件として、「施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない」とありますが、「現場の巡回」の頻度はどの程度でしょうか？

## 回答

監理技術者補佐と業務の連携を図り、労働安全衛生規則等に示されている頻度や事象に対して工事現場の巡回を行ってください。なお、監理技術者補佐が担う業務等を施工計画書で明らかにし、監理技術者補佐との業務連携を適切に実施してください。

## 質問

監理技術者補佐と現場代理人の兼務はできますか？

## 回答

監理技術者補佐と現場代理人は兼務可能です。

## 質問

競争参加資格確認資料に添付する特例監理技術者の配置に係る資料で、監理技術者補佐についても元請けの技術者として同種工事の経験を有する者であることが求められていますが、担当技術者としての経験でも認められますか？

## 回答

入札説明書に示す監理技術者補佐の要件を満たす者であれば、担当技術者としての経験でも認められます。

## 質問

競争参加資格確認資料に添付する特例監理技術者の配置に係る資料で、監理技術者補佐についても元請けの技術者として同種工事の経験を有する者であることが求められていますが、従事期間について、総合評価落札方式に関する事項においては義務付けられた専任義務期間の半分以上に従事してありますが、同様になるでしょうか？

## 回答

監理技術者補佐の資格要件については、専任義務期間の半分以上に従事していることを資格要件としていません。

## 質問

既発注工事での兼務を想定しており、発注者に内諾を得ています。落札後の資料として、内諾根拠資料求められると想定しますが、どのような資料が必要でしょうか？

## 回答

特例監理技術者の兼務確約の証明として、既契約の発注者より入札説明書に添付されている別紙（承諾書）の写しを、当該工事の落札者の決定通知日の翌日から契約を締結するまでの間に提出してください。

## 質問

落札後、契約日までに提出資料の中で、別紙（承諾書）とありますが、既発注工事、落札した工事の2件を提出したらよろしいでしょうか？

## 回答

別紙（承諾書）は、既契約工事に承諾を申請し、承諾の得られた旨の判明する承諾書の写しを落札した工事に提出してください。

## 質問

監理技術者補佐の配置期間の重複は可能でしょうか？

## 回答

監理技術者補佐は専任での配置となりますので、他工事との重複は認めません。

## 質問

施工体制変更時に監理技術者を特例監理技術者に変更可能とありますが、現場代理人を監理技術者補佐にも変更は可能でしょうか？

## 回答

監理技術者補佐の資格要件を満たす者であれば、現場代理人や担当技術者を監理技術者補佐に変更することは可能です。

### 質問

競争参加確認資料の同種予定技術者の資格・施工経験の提出資料の中で、様式3-1の配置予定技術者の氏名の右図の役職を選択する箇所において、監理技術者補佐の項目がありますが、監理技術者補佐で受注し、他の工事(施工中)の特例監理技術者を特例監理技術者として配置すること可能でしょうか？

### 回答

様式3-1の配置予定技術者氏名の右のフリガナ欄に示す監理技術者補佐は、監理技術者補佐単独での受注の意図を示したものではありません。落札が決定した後、監理技術者補佐の資格要件に関する資料を提出する時に、監理技術者補佐の氏名を記入し、フリガナ欄の監理技術者補佐を丸で囲んで頂くために記載しているものです。

### 質問

監理技術者補佐の専任配置について、三ヶ月以上の雇用関係が必要でしょうか？

### 回答

監理技術者補佐は契約者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが条件です。監理技術者又は特例監理技術者と同様に、3ヶ月以上の雇用関係は必要となります。

### 質問

特例監理技術者を設置して兼務した工事のいずれか一方が完成した場合、継続して施工する工事は通常の施工体制（監理技術者、現場代理人）に変更することが可能でしょうか？

### 回答

特例監理技術者は兼務を許されて兼務をする監理技術者の呼び名です。兼務していた一方が完成した場合、完了していない側の工事の監理技術者（専任）に従事しなければなりません。また、完了していない側の工事と別の工事を特例監理技術者として兼務することは可能です。

### 質問

入札説明書に「本工事において、特例監理技術者の配置を行う場合は、以下の1)から8)の要件を全て満たすことを確認したうえで、別記様式-2を提出した者であること。」とありますが、「8)兼務する工事の発注者に本工事との兼務について承諾を得ること。」について、発注者から内諾を得ている証明は、どのような資料が必要でしょうか。

### 回答

技術資料提出時には、発注者から内諾を得ていることを証明する資料の提出は不要です。ただし、申請者側で既発注工事の発注者に口頭等で内諾をとるようにしてください。なお、入札説明書に記載のとおり、特例監理技術者の配置を予定している場合は、別記様式-2に記載してください。また、記載された要件を証明できる資料及び別紙（承諾書）を落札者の決定の通知日の翌日から契約を締結するまでの間に提出してください。

### 質問

A工事（現契約）の監理技術者をB工事（新規）の特例監理技術者としてエントリーする場合、A工事で監理技術者から特例監理技術者に変更する旨を発注者に協議し、併せて監理技術者補佐の予定者を協議が必要ですが、現場代理人が1級施工管理技士と監理技術者証を持っているので、現場代理人と監理技術者補佐を兼務することは可能でしょうか。この時、監理技術者補佐に求める資格等に同種の施工実績は必要でしょうか。

### 回答

資格を満足している場合、現場代理人と監理技術者補佐の兼務は可能です。

監理技術者補佐に求める資格等については、同種又は類似（発注時に入札説明書で求めているもの）の施工実績が必要です。この時、例えば監理技術者がより同種で評価されていても、同種（又は類似）等の競争参加資格があれば構いません。

**質問**

A工事（現契約）の監理技術者をB工事（新規）の特例監理技術者としてエントリーする場合、B工事の様式3-1で特例監理技術者として資格、実績を提出し、併せて、別記様式2を提出します。また、落札決定後に監理技術者補佐に関する様式3-1と承諾書を提出しますが、要件（資格、実績）を満たさなかった場合、虚偽申請として不誠実な行為として指名停止等の措置になるのでしょうか。

**回答**

応札時点では監理技術者補佐を特定していないため、要件を満たす人員に変更して頂く必要があります。また、人員を確保出来ない場合は虚偽申告になるので、不誠実な行為で指名停止等の措置になる場合があります。

**質問**

新規工事が立て続けに公告されている場合（A工事：3 / 1 公告、B工事C工事の一括発注：4 / 1 公告）、A工事に参加する時から、B工事C工事が手続きされることを見越して特例監理技術者として申請出来るのでしょうか。また、A～C工事に監理技術者として申請し、A工事を落札した場合、B工事C工事は辞退しなければならないが、特例監理技術者を活用してBC工事を受注（辞退しないで最後まで進める）する方法はあるのでしょうか。

**回答**

兼務を認める工事であれば、特例監理技術者として参加申請することは可能です。質問の例の場合で、B工事C工事を受注したい場合は、少なくともB工事C工事は、予め特例監理技術者での申請が必要です。（タイミングによりA工事も）

※令和2年12月15日時点における四国地方整備局（港湾除く）が発注する工事に関する回答であり、四国地方整備局（港湾除く）以外の発注する工事においては、その回答は必ずしも同一とは限らないことに十分注意するとともに、今後の改訂等により、その回答が変わる場合もあるので、各工事の入札説明書等の記載内容を十分に把握してください。